

告示名	略称
(13) シート・メッシュ型 (II)	吸収性接合材・F9-j
093 人工喉頭	
(1) 音声回復用人工補装具	音声補装具
(2) 呼気弁	呼気弁
099 組織代用人工繊維布	
(1) 心血管系用・血管用フェルト・ファブリック	繊維布・心血管・フェルト
(2) 心血管系用・心膜シート	繊維布・心血管・心膜
(3) 心血管系用・心血管修復パッチ	繊維布・心血管・パッチ
(4) ヘルニア修復・胸壁補強用・一般	繊維布・ヘルニア・一般
(5) ヘルニア修復・胸壁補強用・形状付加型	繊維布・ヘルニア・形状付加
(6) ヘルニア修復・胸壁補強用・腹膜欠損用	繊維布・ヘルニア・腹膜欠損
(7) 臓器欠損補強用	繊維布・臓器欠損
(8) 自動縫合器対応用	繊維布・自動縫合器
(9) プレジェット・チューブ	繊維布・プレジェット
101 皮膚欠損用創傷被覆材	
(1) 真皮に至る創傷用	被覆材・真皮用
(2) 皮下組織に至る創傷用・標準型	被覆材・皮下組織用 (標準)
(3) 皮下組織に至る創傷用・異形型	被覆材・皮下組織用 (異形)
(4) 筋・骨に至る創傷用	被覆材・筋骨用
103 非固着性シリコンガーゼ	
(1) 広範囲熱傷用	シリコンガーゼ (広範囲)
(2) 平坦部位用	シリコンガーゼ (平坦)
(3) 凹凸部位用	シリコンガーゼ (凹凸)
108 頭・静脈、腹腔シャントバルブ	
(1) 標準型・標準機能・近位カテーテル・標準型	脳シャント・近位カテ I
(2) 標準型・標準機能・近位カテーテル・内視鏡型	脳シャント・近位カテ II
(3) 標準型・標準機能・リザーバー	脳シャント・リザーバー
(4) 標準型・標準機能・バルブ・圧固定式	脳シャント・バルブ I
(5) 標準型・標準機能・バルブ・流量調節・圧可変式	脳シャント・バルブ II
(6) 標準型・標準機能・遠位カテーテル・標準型	脳シャント・遠位カテ I
(7) 標準型・標準機能・遠位カテーテル・細径一体型	脳シャント・遠位カテ II
(8) 標準型・標準機能・コネクタ・ストレート	脳シャント・コネクタ I
(9) 標準型・標準機能・コネクタ・スリーウェイ	脳シャント・コネクタ II
(10) 標準型・特殊機能	脳シャント・特殊機能
(11) ワンピース型	脳シャント・ワンピース
114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極	
(1) 一時ペーシング型	カテ電極・一時ペーシング型
(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型・標準型	カテ電極・機能付加型・I
(3) 心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型	カテ電極・機能付加型・II
(4) 心臓電気生理学的検査機能付加型・房室弁輪部型	カテ電極・機能付加型・III
(5) 心臓電気生理学的検査機能付加型・心房内・心室内全域型	カテ電極・機能付加型・IV
(6) 心臓電気生理学的検査機能付加型・アブレーション機能付き	カテ電極・機能付加型・V
(7) 心臓電気生理学的検査機能付加型・温度センサー付き	カテ電極・機能付加型・VI
116 体外式ペースメーカー用心臓植込ワイヤー	

告示名	略称
(1) 単極・固定機能あり (2) 単極・固定機能なし (3) 双極以上	心臓植埋込ワイヤー・単極・固定機能あり 心臓植埋込ワイヤー・単極・固定機能なし 心臓植埋込ワイヤー・双極以上
124 ディスポーザブル人工肺 (1) 膜型肺・体外循環型（リザーバー機能あり） <u>・一般用</u> <u>(1-2) 膜型肺・体外循環型（リザーバー機能あり）・低体重者・小児用</u> (2) 膜型肺・体外循環型（リザーバー機能なし） <u>・一般用</u> <u>(2-2) 膜型肺・体外循環型（リザーバー機能なし）・低体重者・小児用</u> (3) 膜型肺・補助循環型 <u>・一般用</u> <u>(3-2) 膜型肺・補助循環型・低体重者・小児用</u>	人工肺・体外・Rあり <u>・一般用</u> <u>人工肺・体外・Rあり・低体重者・小児用</u> 人工肺・体外・Rなし <u>・一般用</u> <u>人工肺・体外・Rなし・低体重者・小児用</u> 人工肺・補助 <u>・一般用</u> <u>人工肺・補助・低体重者・小児用</u>
125 遠心式体外循環用血液ポンプ (1) 一般型・抗血栓性あり (2) 一般型・抗血栓性なし (3) 長期使用型	遠心ポンプ a 遠心ポンプ b 遠心ポンプ c
127 人工心肺回路 (1) メイン回路・抗血栓性あり (2) メイン回路・抗血栓性なし (3) 補助循環回路・抗血栓性あり (4) 補助循環回路・抗血栓性なし (5) 心筋保護回路 (6) 血液濃縮回路 (7) 分離体外循環回路 (8) 個別機能品・貯血槽 (9) 個別機能品・カーディオトミーリザーバー (10) 個別機能品・ハードシエル静脈リザーバー (11) 個別機能品・心筋保護用貯液槽 (12) 個別機能品・ラインフィルター (13) 個別機能品・回路洗浄用フィルター (14) 個別機能品・血液学的パラメーター測定用セル (15) 個別機能品・熱交換器 (16) 個別機能品・安全弁	心肺回路・メイン a 心肺回路・メイン b 心肺回路・補助 c 心肺回路・補助 d 心肺回路・保護 e 心肺回路・濃縮 f 心肺回路・分離 g 心肺回路・個別 h 心肺回路・個別 i 心肺回路・個別 j 心肺回路・個別 k 心肺回路・個別 l 心肺回路・個別 m 心肺回路・個別 n 心肺回路・個別 o 心肺回路・個別 p
128 バルーンポンピング用バルーンカテーテル (1) 一般用標準型 (2) 一般用末梢循環温存型 (3) 一般用センサー内蔵型 (4) 小児用	I A B P カテ標準型 I A B P カテ末梢循環温存型 I A B P カテセンサー内蔵型 I A B P カテ小児型
132 ガイディングカテーテル (1) 冠動脈用 (2) 腹部四肢末梢用 (3) 脳血管用	ガイディングカテ・冠動脈 ガイディングカテ・腹部四肢 ガイディングカテ・脳血管
133-(3) P T Aバルーンカテーテル (1) 一般型・標準型 (2) 一般型・特殊型 (3) カutting型	P T Aカテ・一般・標準 P T Aカテ・一般・特殊 P T Aカテ・Cutting

告示名	略称
(4) 脳血管攣縮治療用	P T Aカテ・スパズム治療
(5) 大動脈用ステントグラフト用・血流遮断型	P T Aカテ・血流遮断型
(6) 大動脈用ステントグラフト用・血流非遮断型	P T Aカテ・血流非遮断型
(7) スリッピング防止型	P T Aカテ・スリッピング防止
133-(9) 血栓除去用カテーテル	
(1) バルーン付き・一般型	血栓除去カテ・バルーン一般
(2) バルーン付き・極細型	血栓除去カテ・バルーン極細
(3) バルーン付き・ダブルルーメン	血栓除去カテ・バルーンDL
(4) 残存血栓除去用	血栓除去カテ・残存
(5) 経皮的血栓除去用	血栓除去カテ・経皮
(6) 脳血栓除去用・ワイヤー型	血栓除去カテ・脳ワイヤー
(7-2) 脳血栓除去用・破砕吸引型	血栓除去カテ・脳破砕吸引
134 人工血管	
(1) 永久留置型・大血管用・分岐なし	人工血管・ストレート
(2) 永久留置型・大血管用・1分岐	人工血管・1分岐
(3) 永久留置型・大血管用・2分岐以上	人工血管・2分岐以上
(4) 永久留置型・大血管用・腹大動脈分岐用	人工血管・Y字
(5) 永久留置型・小血管用・標準型・外部サポートあり	人工血管・サポートあり
(6) 永久留置型・小血管用・標準型・外部サポートなし	人工血管・サポートなし
(7) 永久留置型・小血管用・セルフシーリング	人工血管・セルフシーリング
(8) 一時留置型	人工血管・バイパスチューブ
135 尿路拡張用カテーテル	
(1) 尿管用	尿路拡張カテ・尿管
(2) 腎瘻用	尿路拡張カテ・腎瘻
(3) 尿道用	尿路拡張カテ・尿道
136 胆道結石除去用カテーテルセット	
(1) 経皮的バルーンカテーテル	胆道結石カテ・経皮バルーン
(2) 経内視鏡バルーンカテーテル・ダブルルーメン	胆道結石カテ・ダブルバルーン
(3) 経内視鏡バルーンカテーテル・トリプルルーメン	胆道結石カテ・トリプルバルーン
(4) 経内視鏡バルーンカテーテル・十二指腸乳頭拡張機能付き	胆道結石カテ・E P B Dバルーン
(5) 経内視鏡バルーンカテーテル・十二指腸乳頭切開機能付き	胆道結石カテ・E S Tバルーン
(6) 採石用バスケットカテーテル	胆道結石カテ・採石バスケット
(7) 砕石用バスケットカテーテル・全ディスポーザブル型	胆道結石カテ・砕石バスケ・全ディスポ
(8) 砕石用バスケットカテーテル・一部ディスポーザブル型	胆道結石カテ・砕石バスケ・一部ディスポ

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成~~24~~22年厚生労働省告示第~~7~~11号）が本日付けをもって公布され、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表VI及びVIIに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、平成~~24~~22年4月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成~~22~~20年3月5日保医発第0305第~~6~~006号）は、平成~~24~~22年3月31日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成~~24~~22年3月5日保医発0305第~~8~~号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成~~24~~22年2月~~10~~12日医政発~~021~~00212第~~7~~号、保発~~0210~~0212第~~7~~11号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Vに規定する特定保険医療材料について

(1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表IVに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なるものであること。

(2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

3 材料価格基準の別表のⅥに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表V022及びV024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表V033及びV034に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表V035及びV036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル質部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフォン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂及びアクリリック樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、定義通知別表V046に規定するものであり、接着性セメント及びガラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、定義通知別表V047に規定するものであり、ガラスアイオノマーセメント（接着用）及び接着性複合レジンセメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、定義通知別表V048に規定するものであり、歯科用リン酸亜鉛セメント、ハイボンドリン酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (9) 歯科充填用材料Ⅰとは、定義通知別表V049に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化ガラスアイオノマー並びに初期う蝕小窩裂溝充填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰの保険医療材料料を用いて歯科用複合レジン充填材料によるインレー修復の保険医療材料を算定するものは、クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーをいうものであること。
- (11) 歯科充填用材料Ⅱとは、定義通知別表V050に規定するものであり、ガラスアイオノマーセメント（充填用）及び複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (12) 歯科充填材料Ⅱの保険医療材料料を用いて歯科用複合レジン充填材料によるインレー修復の保険医療材料を算定するものは、SR-イソシットインレーをいうものであること。
- (13) 歯科充填用材料Ⅲとは、定義通知別表V051に規定するものであり、歯科用珪酸セメント、珪酸リン酸セメント及び歯科充填用即時硬化レジンを用いるものであること。
- (14) 複合レジン築造用とは、定義通知別表V052に規定するものであり、歯科充填用コンポジットレジン（支台築造用・硬化後フィラー60%以上）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (15) スクリューポストとは、定義通知別表V057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリー型合釘をいうものであること。
- (16) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。
- (17) ガリウムアロイGF及びガリウムアロイGFⅡについては、銀錫アマルガムと同様の取扱いとする。
- (18) その他の保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

4 材料価格基準の別表のⅦに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙2に示すものを標準として算定する取扱いであること。

(2) その他の 1 と共通の項目については 1 と同様であること。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造 (1 歯につき)

- 1 メタルコア
 - (1) 大白歯 61 点
 - (2) 小白歯・前歯 38 点
- 2 その他
 - (1) 大白歯 32 点
 - (2) 小白歯・前歯 21 点

M005 装着

- 1 歯冠修復物 (1 個につき)
 - (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ 16 点
 - (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点
 - (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点
- 2 仮着 (1 歯につき) 4 点
- 3 副子の装着の場合 (1 歯につき)
 - (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ 16 点
 - (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点
 - (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

[金属小釘を使用した場合は次の材料料と金属小釘料との合計により算定する。]

- 1 銀錫アマルガム
 - (1) 単純なもの 13 点
 - (2) 複雑なもの 28 点
- 2 歯科充填用材料Ⅰ
 - (1) 単純なもの 11 点
 - (2) 複雑なもの 28 点

注 クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジニンレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。
- 3 歯科充填用材料Ⅱ
 - (1) 単純なもの 5 点
 - (2) 複雑なもの 11 点

注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。
- 4 歯科充填用材料Ⅲ 2 点

M010 ~~金属~~ 鑄造歯冠修復 (1 個につき)

- 1 14カラット金合金
 - (1) インレー
 - 複雑なもの ~~455~~ 571 点
 - (2) 4分の3冠 ~~568~~ 714 点
- 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

- (1) 大臼歯
- イ インレー
 - a 単純なもの 126~~124~~点
 - b 複雑なもの 234~~229~~点
 - ロ 5分の4冠 294~~288~~点
 - ハ 全部金属~~铸造~~冠 370~~362~~点

- (2) 小臼歯・前歯
- イ インレー
 - a 単純なもの 86~~84~~点
 - b 複雑なもの 171~~167~~点
 - ロ 4分の3冠 211~~207~~点
 - ハ 5分の4冠 211~~207~~点
 - ニ 全部金属~~铸造~~冠 265~~259~~点

3 铸造用ニッケルクロム合金

- (1) 大臼歯
- イ インレー
 - a 単純なもの 4点
 - b 複雑なもの 4点
 - ロ 5分の4冠 8点
 - ハ 全部金属~~铸造~~冠 10点

- (2) 小臼歯・前歯
- イ インレー
 - a 単純なもの 4点
 - b 複雑なもの 4点
 - ロ 4分の3冠 6点
 - ハ 5分の4冠 6点
 - ニ 全部金属~~铸造~~冠 8点

4 銀合金

- (1) 大臼歯
- イ インレー
 - a 単純なもの 18~~16~~点
 - b 複雑なもの 31~~28~~点
 - ロ 5分の4冠 41~~36~~点
 - ハ 全部金属~~铸造~~冠 50~~44~~点

- (2) 小臼歯・前歯・乳歯
- イ インレー
 - a 単純なもの 11~~10~~点
 - b 複雑なもの 23~~21~~点
 - ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。) 29~~25~~点
 - ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。) 29~~25~~点
 - ニ 全部金属~~铸造~~冠 37~~32~~点

M011 前装金属~~铸造~~冠 (1歯につき)

- 1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合 330~~323~~点
- 2 铸造用ニッケルクロム合金を用いた場合 17点
- 3 銀合金を用いた場合 80~~71~~点

M014	ジャケット冠（1歯につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1歯につき	2点
M015	硬質レジンジャケット冠（1歯につき）	
	1 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
	2 歯冠用光重合硬質レジン	213点
M016	乳歯金属冠（1歯につき）	29点
M017	ポンティック （ダミー） （1歯につき）	
	1 鑄造ポンティック （ダミー）	
	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ 大白歯	417 426点
	ロ 小白歯	314 321点
	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金	
	大白歯・小白歯	37 41点
	2 金属裏装ポンティック （ダミー）	
	〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）と人工歯料との合計により算定する。〕	
	(1) 14カラット金合金	427 536点
	(2) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ 前歯	69 173点
	ロ 小白歯	18 218点
	(3) 銀合金又はニッケルクロム合金	
	前歯・小白歯	24 27点
	3 前装金属鑄造ポンティック （ダミー）	
	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	250 256点
	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	47 52点
M018	有床義歯	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1 局部義歯（1床につき）	
	(1) 1歯から4歯まで	2点
	(2) 5歯から8歯まで	3点
	(3) 9歯から11歯まで	5点
	(4) 12歯から14歯まで	8 7点
	2 総義歯（1顎につき）	10点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	48 46点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
	1 14カラット金合金	
	(1) 双歯鉤	
	イ 大・小白歯	674点
	ロ 犬歯・小白歯	548点
	(2) 両翼鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	548点
	ロ 犬歯・小白歯	421点
	ハ 前歯（切歯）	324点

2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双歯鉤	
	イ 大・小白歯	<u>341</u> 333 点
	ロ 犬歯・小白歯	<u>267</u> 261 点
(2)	両翼鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	<u>234</u> 229 点
	ロ 犬歯・小白歯	<u>203</u> 199 点
	ハ 前歯（切歯）	<u>189</u> 184 点
3	鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	<u>9</u> 10 点
2	14カラット金合金	
(1)	双歯鉤	<u>345</u> 459 点
(2)	両翼鉤（レストつき）	<u>266</u> 355 点
M022	ラック、スパー（1個につき）	
	不銹鋼及び特殊鋼	7 点
M023	バー（1個につき）	
1	鑄造バー	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	<u>546</u> 534 点
(2)	鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	<u>18</u> 19 点
2	屈曲バー	
(1)	不銹鋼及び特殊鋼	<u>39</u> 46 点
(2)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ パラタルバー	<u>589</u> 912 点
	ロ リンガルバー	<u>670</u> 869 点

(別紙2)

材料料

N008 装着

1 帯環 (1個につき)

- (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ 16点
- (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12点
- (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4点

2 ダイレクトボンドブラケット (1個につき)

ダイレクトボンド用ボンディング材料 ~~78~~点

N012 床装置 (1装置につき)

15点

N013 リトラクター (1装置につき)

1,114点

N014 プロトラクター (1装置につき)

1,174点

N015 拡大装置 (1装置につき)

1 床拡大装置

125点

2 ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。)

14点

3 スケルトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。)

227点

N016 アクチバトール (FKO) (1装置につき)

1 アクチバトール

19点

2 ダイナミックポジショナー

40点

N017 リンガルアーチ (1装置につき)

223点

N018 マルチブラケット (1装置につき)

1 矯正用線 (丸型)

~~1849~~点

2 矯正用線 (角型)

13点

3 矯正用線 (特殊丸型)

19点

4 矯正用線 (特殊角型)

22点

5 超弾性矯正用線 (丸型及び角型)

26点

N019 保定装置 (1装置につき)

1 プレートタイプリテーナー

15点

2 メタルリテーナー

108点

3 スプリングリテーナー

14点

4 リンガルアーチ

223点

5 リンガルバー

不銹鋼及び特殊鋼

~~4749~~点

6 ツースポジショナー

40点

N020 鉤 (1個につき)

1 簡単なもの

不銹鋼及び特殊鋼

8点

2 困難なもの

不銹鋼及び特殊鋼

15点

N021 帯環 (1個につき)

1 帯環のみ

(1) 切歯

17点

(2) 犬歯・臼歯

18点

2 ブラケット付帯

(1) 切歯	35点
(2) 犬歯・臼歯	36点
3 チューブ付帯環	
臼歯	60点
N022 ダイレクトボンド用ブラケット（1個につき）	29点
N024 弾線（1本につき）	5点
N025 トルキングアーチ（1本につき）	24点

地方厚生（支）局長
都 道 府 県 知 事

} 殿

厚生労働省保険局長

医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について

標記については、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第25号）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第68号）により、平成22年4月1日より、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付費等の請求を行うことが義務付けられた保険医療機関及び保険薬局は、領収証を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならないこととされたところである。

また、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第〇号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成〇年厚生労働省告示第〇号）により、四百床以上の病院については、平成26年4月1日以降、上記の明細書の無償交付に係る義務について、正当な理由による例外措置の対象としないこととしたところである。

これに併せ、医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付については下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、管内保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対し、周知徹底を図られたい。なお、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成~~22~~²¹年3月~~5~~⁶日保発~~0305~~⁰³⁰⁶第~~0306005~~⁰³⁰⁶⁰⁰⁶第2号）については、平成~~24~~²²年3月31日限り廃止する。

記

- 1 保険医療機関及び保険薬局に交付が義務付けられる領収証は、医科診療報酬及び歯科診療報酬にあつては点数表の各部単位で、調剤報酬にあつては点数表の各節単位で金額の内訳の分かるものとし、医科診療報酬については別紙様式1を、歯科診療報酬については別紙様式2を、調剤報酬については別紙様式3を標準とすること。
- 2 指定訪問看護事業者については、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第9項及び健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第72条の規定により、患者から指定訪問看護に要

した費用の支払を受ける際、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しなければならないこととされているが、指定訪問看護事業者にあっても、保険医療機関及び保険薬局と同様に、正当な理由がない限り無償で交付しなければならないものであるとともに、交付が義務付けられている領収証は、指定訪問看護の費用額算定表における訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費及び訪問看護ターミナルケア療養費の別に金額の内訳の分かるものとし、別紙様式4を標準とするものであること。

3 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付費等の請求を行うこと（以下「レセプト電子請求」という。）が義務付けられた保険医療機関及び保険薬局については、明細書を即時に発行できる基盤が整っていると考えられることから、領収証を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、明細書が無償で交付しなければならない旨義務付けることとしたものであること。その際、病名告知や患者のプライバシーにも配慮するため、明細書を発行する旨を院内掲示等により明示するとともに、会計窓口に「明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。」と掲示すること等を通じて、その意向を的確に確認できるようにすること。院内掲示は別紙様式7を参考とすること。

4 3の「正当な理由」に該当する保険医療機関及び保険薬局については、患者から明細書の発行を求められた場合には明細書を交付しなければならないものであり、「正当な理由」に該当する旨及び希望する患者には明細書を発行する旨（明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む。）を院内掲示等で明示するとともに、別紙届出様式により、地方厚生（支）局長に届出を行うこと。院内掲示等の例は別紙様式8を参考とすること。なお、「正当な理由」に該当する保険医療機関及び保険薬局とは、以下に該当する保険医療機関又は保険薬局であること（400床以上の病院にあつては、平成25年度末までに限る。）。~~また、平成22年4月1日現在においてレセプト電子請求が義務付けられている保険医療機関及び保険薬局が当該届出を行う場合には、平成22年4月14日までにを行うこと。~~

(1) 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している保険医療機関又は保険薬局であること。

(2) 自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な保険医療機関又は保険薬局であること。

5 明細書については、療養の給付に係る一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、個別の診療報酬点数又は調剤報酬点数の算定項目（投薬等に係る薬剤又は保険医療材料の名称を含む。以下同じ。）が分かるものであること。なお、明細書の様式は別紙様式5を標準とするものであるが、このほか、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で発行した場合にも、明細書が発行されたものとして取り扱うものとする。

さらに、明細書の発行が義務付けられた保険医療機関及び保険薬局において、無償で発行する領収証に個別の診療報酬点数の算定項目が分かる明細が記載されている場合には、明細書が発行されたものとして取り扱うこととし、当該保険医療機関において患者から明細書発行の求めがあった場合にも、別に明細書を発行する必要はないこと。

6 レセプト電子請求が義務付けられていない保険医療機関及び保険薬局については、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく必要がある一方で、明細書を即時に発行する

基盤が整っていないと考えられることから、当該保険医療機関及び保険薬局の明細書発行に関する状況（明細書発行の有無、明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む。）を院内又は薬局内に掲示すること。院内掲示等の例は別紙様式9を参考とすること。

7 患者から診断群分類点数に関し明細書の発行を求められた場合は、入院中に使用された医薬品、行われた検査について、その名称を付記することを原則とし、その明細書の様式は別紙様式6を参考とするものであること。

8 指定訪問看護事業者においても、患者から求められたときは、明細書の発行に努めること。

9 明細書の発行の際の費用について、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならないものであること。特に、現在の状況等を踏まえれば、例えば、1,000円を超えるような額は、実費相当としてふさわしくないものであること。

10 公費負担医療の対象である患者等、一部負担金等の支払いがない患者についても、患者に対する情報提供等の観点から、可能な限り明細書を発行するよう努めること。

11 明細書の記載内容が毎回同一であるとの理由により、明細書の発行を希望しない患者に対しても、診療内容が変更された場合等、明細書の記載内容が変更される場合には、その旨を患者に情報提供するよう努めること。

12 「正当な理由」に該当する保険医療機関及び保険薬局において着実に明細書の無償発行体制を整備するため、当該保険医療機関及び保険薬局は、4の届出の記載事項について、毎年7月1日現在の状況の報告を行うこと。

領 収 証

患者番号	氏 名
	様

請 求 期 間 (入院の場合)
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発 行 日	費 用 区 分	負担割合	本・家	区 分
			平成 年 月 日				

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	診断群分類 (DPC)	食事療養	生活療養			
	点	点	円	円			

保 険 外 負 担	評価療養・選定療養	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
合 計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額 合 計	円		

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
 〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇



領 収 証

患者番号	氏 名
	様

請求期間 (入院の場合)
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年 月 日				

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療	歯冠修復及び欠損補綴
	点	点	点	点	点	点	点
	歯科矯正	病理診断	食事療養	生活療養			
	点	点	円	円			

保険外負担	評価療養・選定療養	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
合 計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額 合 計	円		

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
 〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇



(別紙様式3)

(調剤報酬の例)

領 収 証

患者番号	氏 名
	様

領収証No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家
	平成 年 月 日			

保 険	調剤技術料	薬学管理料	薬剤料	特定保険医療材料料
	点	点	点	点

保 険 外 負 担	評価療養・選定療養	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保 険 外 負 担
合 計	円	円
負担額	円	円
領収額 合 計		円

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇薬局 〇 〇 〇 〇

領収印

(別紙様式4)

(訪問看護療養費の例)

領 収 証

領収書No.	患者番号	氏 名
		様

請 求 期 間
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

発 行 日	負担割合	本・家	区 分
平成 年 月 日			

提 供 日						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

保険適用 負 担	保険負担分項目	単価	数量	金額
	(内訳)			

備 考

保険外 負 担	保険外負担分項目	単価	数量	金額	税	消費税等
	(内訳)					

	保 険	保険外負担
明細合計額	円	円
課税対象額		円
領収額 合 計		円

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
 〇〇 訪問看護ステーション



(別紙様式 5)

診療明細書

入院／入院外 保険

患者番号		氏名		受診日	
受診科					

部	項目名	点数	回数

診療明細書(記載例)

入院

保険

患者番号		氏名	〇〇 〇〇 様	受診日	YYYY/MM/DD
受診科					

部	項目名	点数	回数
医学管理	* 薬剤管理指導料(救命救急入院料等算定患者)	430	1
注射	* 点滴注射 ニトロール注100mg 0.1%100mL 1瓶 生理食塩液500mL 1瓶	426	1
	* 点滴注射料	95	1
	* 無菌製剤処理料2	40	1
	処置	* 救命のための気管内挿管	500
	* カウンターショック(その他)	3500	1
	* 人工呼吸(5時間超) 360分	819	1
	* 非開胸的心マッサージ 60分	290	1
検査	* 微生物学的検査判断料	150	1
	* 検体検査管理加算(2)	100	1
	* HCV核酸定量	450	1
リハビリ	* 心大血管疾患リハビリテーション料(1) 早期リハビリテーション加算	245	12
入院料	* 一般病棟入院10対1入院基本料 一般病棟入院期間加算(14日以内)	1750	7
	* 50対1補助体制加算	255	1
	* 救命救急入院料1(3日以内)	9700	3
	* 救命救急入院料1(4日以上7日以内)	8775	2

診療明細書(記載例)

入院外

保険

患者番号		氏名	〇〇 〇〇	様	受診日	YYYY/MM/DD
受診科						

部	項目名	点数	回数	
基本料	* 外来診療料	70	1	
在宅	* 在宅自己注射指導管理料	820	1	
	* 血糖自己測定器加算(月100回以上)(1型糖尿病の患者に限る)	1320	1	
処方	* 処方せん料(その他)	68	1	
検査	* 生化学的検査(1)判断料	144	1	
	* 血液学的検査判断料	125	1	
	* B-V	13	1	
	* 検体検査管理加算(1)	40	1	
	* 血中微生物	40	1	
	* 生化学的検査(1)(10項目以上)	123	1	
	ALP			
	LAP			
	γ-GTP			
	CPK			
	ChE			
Amy				
TP				
Alb				
BIL/総				
BIL/直				
画像診断	* 胸部 単純撮影(デジタル撮影) 画像記録用フィルム(半切) 1枚	182	1	

診療明細書(記載例)

	歯科	保険		
患者番号		氏名	〇〇 〇〇	様 受診日 YYYYY/MM/DD

部	項目名	点数	回数
基本料	歯科初診料	218	1
医学管理	歯科疾患管理料	110	1
	機械的歯面清掃加算	60	1
	薬剤情報提供料	10	1
検査	歯周基本検査20歯～	200	1
画像診断	歯科パノラマ断層撮影(デジタル)	307	1
	電子画像管理加算	50	1
投薬	処方料	42	1
	調剤料(内)	9	1
	〇〇錠 × ×mg 1日3回分×3日分	55	1
手術	抜歯(臼歯)	260	1
歯冠修復 ・欠損補綴	充形	120	1
	充填(単)	100	1
	充填用材料 I (単)	11	1

調剤明細書(記載例)

	調剤	保険		
患者番号		氏名	○○ ○○ 様	調剤日
				YYYY/MM/DD

区分	項目名	点数	備考
調剤技術料	調剤基本料	40	
	基準調剤加算1	10	
	後発医薬品調剤体制加算1	6	
	調剤料		
	内服薬(28日分)	81	
	内服薬(14日分)	63	
	屯服薬	21	
	後発医薬品調剤加算	2	
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	30	
	特定薬剤管理指導加算	4	
	薬剤情報提供料	15	
薬剤料	A錠 1日2錠×28日分	60	後発医薬品
	B錠 1日1錠×14日分	60	
	C錠 1回1錠×5回分	35	

(別紙様式 6)

診療明細書

患者番号	入院	保険	受診日
受診科	氏名		

区分	項目名	点数	回数